

青森県報

号外第二十六号

平成二十五年
三月二十九日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一

訓 令

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する訓令…………… (人事課) …… 三

生活再建・産業復興局設置規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 四

人づくり戦略チーム設置規程を廃止する訓令…………… (同) …… 四

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令…………… (総務学事課) …… 四

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令…………… (防災消防課) …… 五

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十九号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表総務部の項中「市町村振興課」を「市町村課」に改め、同表企画政策部の項中「交通政策課」の下に、「地域活力振興課」を加える。

第十一条の総務学事課の項の第二十四号中「市町村振興課」を「市町村課」に改め、同条の市町村振興課の項中

「市町村振興課」を

一 市町村の行政、財政及び税政に係る助言等に関すること。」に改め、同項の

「市町村課」に改め、同項の

一 市町村の行政、財政及び税政に係る助言等に関すること。」に改め、同項の

第十八号から第二十三号までを削り、同項の第二十四号中「市町村振興課」を「市町村課」に改め、同号を同項の第十八号とする。

第十一条の二の企画調整課の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、第十四号を削り、第十五号を第十三号とし、第十六号から第十八号までを二号ずつ繰り上げ、同条の交通政策課の項の次に次のように加える。

地域活力振興課

一 地域振興に係る施策の企画、立案及び調整に関すること。

二 コミュニティに関すること(他課の分掌に係る事務を除く)。

三 「生業なりわいづくり」の推進に関すること。

四 「人材」の育成に係る施策の総合的な企画、調整及び連絡に関すること。

五 「人材」の育成に係る施策の総合的な推進に関すること。

六 「人材」の育成に係る施策の推進に係る学校教育との連携に関すること。

七 長期的な水の需給に係る基礎的調査及び計画の策定に関すること。

八 雪対策の総合的企画、調整及び連絡に関すること。

九 豪雪地帯対策に関すること。

十 三沢航空科学館に関すること。

第十六条の監理課の項の第十四号中「市町村振興課」を「市町村課」に改め、同条の河川砂防課の項中第十八号を第十九号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 津波防災地域づくりに関すること(他課の分掌に係る事務を除く)。

第十六条の建築住宅課の項中第十四号を削り、第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 低炭素建築物新築等計画の認定及び低炭素建築物の新築等に関する事務を除く。

第十六条の建築物新築等計画の項中第二十七号を第二十八号とし、第二十号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 津波防災地域づくりに関すること（特定開発行為及び特定建築行為の制限に関する事務に限る。）。

第二十号第二項中「市町村振興課」を「市町村課」に改め、同条第三項中「広報広聴課、情報システム課」を「地域活力振興課、広報広聴課」に改め、「交通政策課」の下に「及び情報システム課」を加え、同条第四項中「原子力安全対策課及び自然保護課」を「及び環境政策課」に、「及び環境政策課」を「原子力安全対策課及び自然保護課」に改め、同条第五項中「がん・生活習慣病対策課 医療業務課及び保健衛生課」を「高齢福祉保険課、こどもみらい課及び障害福祉課」に、「高齢福祉保険課、こどもみらい課及び障害福祉課」を「がん・生活習慣病対策課、医療業務課及び保健衛生課」に改め、同条第六項中「地域産業課」を「労政・能力開発課」に、「産業立地推進課、新産業創造課及び労政・能力開発課」を「地域産業課、産業立地推進課及び新産業創造課」に改め、同条第七項中「畜産課、林政課、農村整備課、水産局水産振興課及び水産局漁港漁場整備課」を「食の安全・安心推進課、農産園芸課及びりんご果樹課」に改め、「食の安全・安心推進課」を削り、「農産園芸課及びりんご果樹課」を「畜産課、林政課、農村整備課、水産局水産振興課及び水産局漁港漁場整備課」に改める。

第三十条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項目ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 前各項の規定にかかわらず、前項に規定する事務のうち、障害児福祉手当に関する事務、社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査に関する事務その他知事が別に定める事務については、行政機関条例の定めるところにより、県内全域が東青地域県民局の所管区域である。

第三十二条第三項に次のただし書を加える。

ただし、第二号に掲げる事務のうち、第三十条第五項に規定する障害児福祉手当に関する事務、社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査に関する事務その他知事が別に定める事務にあつては、東青地域県民局に限る。

第三十二条第八項第三十七号中「養育医療及び」及び「並びに育成医療に要する費用の支給」を削り、同条第九項に次のただし書を加える。

ただし、東青地域県民局以外の地域県民局にあつては、第八号から第十四号まで

に掲げる事務を除く。

第三十二条第九項中第一号から第五号までを削り、第六号を第一号とし、第七号及び第八号を削り、第九号を第一号とし、第十号から第十四号までを七号ずつ繰り上げ、同項に次の八号を加える。

八 児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関する事務。

九 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査に関する事務。

十 青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例（平成十七年七月青森県条例第六十三号）の規定による社会福祉施設等（精神障害者に係るものを除く。）の設置者の監督に関する事務。

十一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の規定による老人居宅生活支援事業を行う者等の監督に関する事務。

十二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による居宅サービス等を行う者等の監督に関する事務。

十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の規定による障害福祉サービス事業又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者の監督に関する事務。

十四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）の規定による身体障害者生活訓練等事業等を行う者の監督に関する事務。

十五 児童福祉法の規定による障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業、一時預かり事業又は家庭的保育事業を行う者の監督に関する事務。

第三十二条第十一項第一号中「第九項各号」を「第九項第一号から第七号まで」に改める。

第六十七条第三号及び第四号、第七十一条第九号から第十一号まで並びに第七十五条第六号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別表第一健康福祉部高齢福祉保険課の項の次に次のように加える。

東土整備部河川砂防課	津波防災地域づくり推進監	津波防災地域づくりの推進に関する調整及び特に命ぜられた事務に従事する。
------------	--------------	-------------------------------------

別表第三職業能力開発校の項中「及び青森県立弘前高等技術専門学校」を「青森県

立前高等技術専門校及び青森県立むつ高等技術専門校」に改める。

別表第六青森県固定資産評価審議会の項及び青森県情報公開・個人情報保護審査会の項中「市町村振興課」を「市町村課」に改め、同表青森県防災会議の項中

「一 県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

二 県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、を

関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互の連絡調整を図ること。

四 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。

「一 知事の諮問に応じて県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

三 前号に規定する重要事項に関し、知事に意見を述べること。

四 県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互の連絡調整を図ること。

「十一人」を「十三人」に改め、「十五人」の下に「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の定数は七人以内」を加え、「並びに指定公共機関」を「指定公共機関」に、「の任期」を「並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の任期」に改め、同表青森県障害者介護給付費等不服審査会の項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同表青森県障害児通所給付費等不服審査会の項中「準用する障害者自立支援法」を「準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「準用障害者自立支援法」を「準用障害者総合支援法」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別表第六青森県防災会議の項の改正規定は、公布の日から施行する。

訓

令

青森県訓令第三号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する訓令

(法令審議会規程及び青森県民間資金等活用事業推進会議規程の一部改正)

第一条 次に掲げる訓令の規定中「市町村振興課長」を「市町村課長」に改める。

一 法令審議会規程(昭和三十三年五月青森県訓令第三十四号)第三条第四項

二 青森県民間資金等活用事業推進会議規程(平成十四年五月青森県訓令第三十号)別表第一

(住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運営に関する規程の一部改正)

第二条 住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運営に関する規程(平成十四年八月青森県訓令第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「総務部市町村振興課長」を「総務部市町村課長」に改める。

(青森県雪対策連絡会議設置規程の一部改正)

第三条 青森県雪対策連絡会議設置規程(昭和五十三年十月青森県訓令第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「総務部長」を「企画政策部長」に改める。

第四条第二項中「総務部次長」を「企画政策部次長」に改める。

第八条中「総務部市町村振興課」を「企画政策部地域活力振興課」に改める。

別表第一中「市町村振興課担当の総務部次長、市町村振興課長」を「地域活力振興課担当の企画政策部次長、市町村課長」に改め、「交通政策課長」の下に「地域活力振興課長」を加える。

(青森県企業誘致対策連絡会議設置規程の一部改正)

第四条 青森県企業誘致対策連絡会議設置規程(昭和三十七年一月青森県訓令甲第二

号)の一部を次のように改正する。

別表二中「市町村振興課長」を削り、「交通政策課長」の下に「地域活力振興課長」を加える。

(青森県農村地域工業等導入促進対策連絡会議設置規程の一部改正)

第五条 青森県農村地域工業等導入促進対策連絡会議設置規程(昭和四十六年十二月青森県訓令甲第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「市町村振興課長、企画調整課長」を「市町村課長、企画調整課長、地域活力振興課長」に改める。

(青森県土地利用対策会議規程の一部改正)

第六条 青森県土地利用対策会議規程(昭和四十八年五月青森県訓令甲第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表二中「市町村振興課長」を「市町村課長」に改め、「企画調整課長」の下に「地域活力振興課長」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第四号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

生活再建・産業復興局設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

生活再建・産業復興局設置規程の一部を改正する訓令

生活再建・産業復興局設置規程(平成二十三年三月青森県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び次長」を削り、同条第三項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第五号

人づくり戦略チーム設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

人づくり戦略チーム設置規程を廃止する訓令

人づくり戦略チーム設置規程(平成十八年三月青森県訓令甲第七号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第六号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県文書取扱規程(昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項の表第一号ア(ウ)中「(生活再建・産業復興局次長を除く。第三十五條第一項において同じ。)」を削る。

別表第二中

「市町村振興課長」を

市 町 村 課	青 森 市 町 村
---------	-----------

に

交 通 政 策 課	青 森 交 通
-----------	---------

を

交 通 政 策 課	青 森 交 通
地 域 活 力 振 興 課	青 森 地 活

に

青い森鉄道対策室	青い森鉄道対策室
人づくり戦略チーム	青い森鉄道対策室

を

青い森鉄道対策室	青い森鉄道対策室
----------	----------

に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第七号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令

青森県災害対策本部の班に関する規程（昭和三十八年八月青森県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表総務部の部中

市町村振興班	市町村振興課長
--------	---------

を

市町村班	市町村課長
------	-------

に改め、同表企画

政策部の部中

交通政策班	交通政策課長
-------	--------

を

交通政策班	交通政策課長
地域活力振興班	地域活力振興課長

に

青い森鉄道対策班	青い森鉄道対策室長
人づくり戦略班	人づくり戦略チームリーダー

を

青い森鉄道対策班	青い森鉄道対策室長
----------	-----------

に改め

る。
第三条市町村振興班の項中「市町村振興班」を「市町村班」に改め、同条交通政策班の項の次に次のように加える。

地域活力振興班

一 他の班の実施事項の応援に関すること。

第三条人づくり戦略班の項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭